

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(重点分野)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める産業の分野は、次の各号（産業未来共創事業のうち一般投資型にあつては、第1号から第3号までに限る。）に掲げるとおりとし、その範囲はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 成長軸創出分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであって、先進的な取組を行うもの

ア モビリティ産業（次世代自動車（大気汚染物質の排出及びエネルギーの消費効率に関する性能が優れた自動車をいう。）、航空機その他の輸送用機械器具及びその附属品を製造する産業並びにこれに関連する産業をいう。）

イ ヘルスケア産業（医療用機械器具製造業、医療用品製造業及び医薬品製造業並びにバイオテクノロジーの活用に関連する産業並びにこれらに関連する産業をいう。）

ウ 宇宙利用産業、宇宙機器産業その他の宇宙の開発及び利用に関する産業並びに水素の活用に関する技術その他の新たな活用が見込まれる技術に関連する産業並びにこれらに関連する産業

エ コンテンツ等（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツ及び知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に規定する知的財産のうち、知事が別に定めるものをいう。）の創造、制作又は活用に関連する産業

オ グリーントランスフォーメーション（産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造への円滑な移行をいう。）に関連する産業

(2) 基盤的産業分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであって、先進的な取組を行うもの

ア フードテック（生産から加工、流通、消費等へと繋がる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルをいう。）の活用に関連する産業及び食料品製造業

イ サポートイングインダストリー（ものづくり基盤技術振興基本法第2条第1項に規定するものづくり基盤技術その他の製造業の発展を支える技術をいう。）に関連する産業

ウ データ及びデジタル技術（人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）第2条に規定する人工知能関連技術をいう。）を含む。）の活用又はデータセンター（データの処理を目的としたコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室）の運営若しくは利用に関連する産業であつて、地域の産業における戦略的なデジタル化の取組に資するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、令和7年11月14日の閣議決定により設置された日本成長戦略本部が定める「危機管理投資」・「成長投資」の戦略分野のうち、知事が別に定めるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、令和7年11月11日の閣議決定により設置された地域未来戦略本部が定める戦略産業クラスター計画及び地域産業成長プランに関連する産業であつて、知事が別に定めるもの

(5) 地域密着型産業分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであって、先進的な取組を行うもの

ア 前各号に掲げる産業の分野に係る事業（県内において行われるものに限る。）と密接に関連する物流業

イ 地域が直面する課題（知事が重要であると認めたものに限る。）の解決に資する機器、製品等を製造する産業及びこれに関連する産業

(6) 国際需要拡大分野 次に掲げる産業及びこれに類する産業として知事が別に定めるものであって、先進的な取組により外国人観光旅客の来訪の促進を主な目的とする取組を行うもの

ア 宿泊業

イ 飲食サービス業

ウ 地域の観光資源の特性を生かした産業

(事業の認定の申請)

第3条 条例第4条第2項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに行うものとする。

(1) 対象事業に係る事業計画書

(2) 対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類

(3) その他知事が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号）の施行の日から施行する。

(鳥取県産業成長応援条例施行規則の廃止)

2 鳥取県産業成長応援条例施行規則（令和元年鳥取県規則第6号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号）第4条第1項の認定を受けた産業未来共創事業については、なお従前の例による。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住所

（法人及び組合等にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人及び組合等にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

対象事業認定申請書

対象事業の認定を受けたいので、鳥取県産業未来共創条例第4条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象事業の名称	
対象事業の概要	
対象事業に要する事業費の見込額	
申請する事業の区分	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業（新たな企業価値創造型）
	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業（事業継承促進型）
	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業（生産性向上・新技術導入推進型）
	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業（経営革新型）
	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業（成長・規模拡大型）
	<input type="checkbox"/> 産業未来共創事業（一般投資型）
	<input type="checkbox"/> 先端的デジタル活用企業立地促進事業
添付書類	1 対象事業に係る事業計画書 2 対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類 3 その他知事が必要と認める書類

備考

- 1 複数の事業者が連名で申請する場合は、申請者の欄にそれぞれ事業者名及び代表者名を記載すること。
- 2 申請する事業の区分については、該当する事業の区分の□にチェックを入れること。
- 3 添付書類欄の3については、知事が別に定めるところによること。